

程敏政の祖先史再編と明代の黄墩（篁墩）移住傳説

山 根 直 生

はじめに

- 一 黄墩傳説と篁墩説
- 二 篁墩説の提唱
- 三 篁墩説の受容と限界
- 四 陪郭程氏から河間程氏へ——程敏政の家族史
- 五 陪郭程氏としての歸還と程敏政の立脚點
- 小 結

はじめに

明、成化一四年（一四七八）の冬のことである。^①徽州歙縣の一集落「黄墩」の表記に關し、ある人物が異議を唱えた。程敏政、字は克勤、自ら提唱した表記「篁墩」を號とした彼は、これに關する經緯を以下のように記している。

……私の家もまた黄墩から出た。ところがもろの族譜や州の地方志を調べても、墩の命名されたいわれを教えてくれるものはなかった。近ごろ知ったひとつの説では、黄墩の「黄」は本來「篁」の字で、その地が多くの竹を産することから命名された。

黄巢が亂を起こすと、通ったところでは生き残る人はいなかった。ただ「黄」は自分の姓なので、およそむらざとや山川の「黄」と名附けるものについては、必ず武器を収めて侵略しなかった。程氏のうちここに避難した者は、そこで「篁」を改めて「黄」とし、それによって禍を免れるようなぞんで、年月がすぎこれに慣れていった、というのだ。

私は獨り嘆く。善良な役人や忠實な官僚が邸を賜り祀られている場所であるというのに、謀反人の姓に汚されてから七百餘年、ついにその誤りに氣づく者がいなかったとは。そこで「篁墩」の二字を大書し、これをあばら屋に掲げたのである……⁽²⁾（『篁墩文集』卷一二「篁墩書舍記」。以下、「書舍記」と略記）。

すなわちコウ墩⁽³⁾は元來「篁墩 huang dun」であり、黄巢の殺戮を避けるため唐末「黄墩 huang dun」に改めたものであった、というのである。本論ではこれを「篁墩説」と呼ぶ。

程敏政は生前から無名の一文人などではなかった。またコウ墩も當時すでに單なる一集落・一地名というものではなく、徽州一帶の諸宗族集團が祖先史において居住地・寄寓地として語ろうとする、一種の「聖地」のごとき權威を帯びつつあった。そのような彼の、このような集落・地名に關する宣言は、當時の社會において、また當人にとって、どのような意味を持つものであったのか。また逆にこの言説は、徽州社會および彼本人のどのような實態から發されたものであったのか。

本論はこうした問いを中心とするものである。なお、頻用する史料、程敏政『篁墩文集』、同『新安程氏統宗世譜』（東洋文庫所藏）、同『新安文獻志』（徽學研究資料輯刊、黄山書社、二〇〇四年、所收）、程尙寬『新安名族志』（同上）、曹嗣軒『新安休寧名族志』（東洋文庫所藏）については、以下それぞれ『文集』『世譜』『文獻志』『名族志』『休寧名族志』と略稱する。

一 黃墩傳說と篁墩說

「いまA地點に住む我々の先祖は、實はかつてみなB地點に住んでいて、あるとき共にこの場所へ移住してきたのである」——このような骨子をほぼ共有する中國各地の移住傳説は、そこから過去の實態を見出そうとする視點、またこれを言説ととらえその語り手の意識を探ろうとする視點、その雙方において、これまでにも少なくない論者によって考察の對象とされてきた。⁽⁴⁾近時筆者も、多くの傳説の中でも史料上もつとも古くから確認される徽州一帯の「黃墩傳説」を取り上げた。「……黃墩の地は廣衍たり。黃巢の亂するや中原衣冠の地を避ける者、相い與に此に保つ。事の定まるに及び新安に留居し、或いは稍く散じて傍郡に之く」(『新安志』卷三、歙縣、水源、黃墩湖)といった語られ方を基本形とするそれについて、歷代における言説内容と、これを物語った代々の語り手の社會史的實態、兩面から考察した結果は、大略以下のようであった。

梁末陳初の程靈洗による蛟蜃退治の超自然的説話や、唐末黃巢の軍勢に對する「避難傳説」⁽⁵⁾として語られていた黃墩の地は、南宋以降、朱氏、ややおくれて程氏の築き上げた祖先史の中で、二程・朱熹の共通の故地とされるようになる(實は特に程氏に關しては、眞に二程と同宗といえるものであったか疑問である)。元代における朱子學の官學化、他宗他姓の祖先史をも參照・論評しあう場の成立がその背景にあった。經濟的・社會的上昇を果たした徽州の諸宗族集團の多くが、先祖の居住地・寄寓地として次々に黃墩を物語った理由は、二程・朱熹と自らの擬制的な同郷關係を主張できることにあった。かくて黃墩は、個々の宗族集團にとつての故地という價值を超え、複數の偉人を輩出した土地として、徽州において宿命論的・宗教的な色彩を帯びて語られることとなった(山根二〇〇八。以下、筆者の前稿とはこれを指す)。

しかし前稿は、各世代の斷片的な語りの連鎖を見出すため、通代的に整序された族譜の記述にはあえて依らず、主に墓誌銘などの記述に依據して考察したため、族譜編纂の一般化する明代については、コウ墩への神聖視の確立という大勢的

な動向を指摘するにとどまった。一方で、族譜編纂が一般化すればこそ、明代以降コウ墩に關する言説は定型化していくと見られ、某姓の黃墩傳説の記述がほとんど内容を組み替えただけで、他姓のそれとして「流用」されたような例さえ認められる。⁽⁶⁾こうした状況にあつては、多數の族譜への網羅的な分析も必ずしも効果的とは思えない。

そこで本論で取り上げるのが、明代中期、祖先史上のコウ墩に關して特異な主張を展開した程敏政その人とその言説である。『明史』卷二八六の傳によれば、彼は徽州休寧縣のひとつであるという。正統一〇年（二四四五）に生まれ成化二年（一四六六）には進士に及第、左諭德、直講東宮となり、弘治年間（二四八八）には少詹事兼侍講學士、直經筵に就く。郷里の休寧縣においても、族譜編纂を中心に精力的な活動を残した。弘治二年（二四九二）の會試で試験問題漏洩の罪を着せられ、下獄のうえ憤死するという、悲劇的な末路に至るまでの彼の詳細な履歷については、後に改めて検証したい。ともあれ、徽州一帯における同姓・他姓の祖先史形成に關して行つた彼の多くの活動の中でも、最もセンセーショナルなものではなかったかと思われるのが、冒頭に紹介した篁墩説の提唱であつた。

篁墩説の眞偽自體を問うならば、結局のところ唐末以前の史料に篁墩との表記は確認できず、明清時代からすでに多くの批判・反論がよせられており、⁽⁷⁾本論もこれを事實として扱おうとするものではない。だが、篁墩説とそれまでの黃墩傳説とのへだたりは、單に一字の表記にとどまるものではなかった。徽州周邊の諸宗族集團にとつて、もつとも安んじて語り、また參與できる避難傳説の舞臺であり、二程・朱熹との擬制的同郷關係を示す有用な表象であつた黃墩を、篁墩からの不名譽な改稱として斷ずるのだから、彼の周圍および後世において、相應の波紋を呼んだことが豫想されよう。あくまでも、言説としての篁墩説、およびその語り手たる程敏政の歴史的實態を探り、もつて明代における黃墩傳説の展開をその一斷面において把握しようというのが、本論の企圖するところである。

實はこの篁墩説、および程敏政自身については、近十年でも少くない研究が發表されている。それらの視點を便宜的に分類すれば、以下三者のようになるだろう。

第一は、中國全域、中國史全體における「宗族」に關心をよせる視點から、である。程敏政の活動は「複数の同姓集團を連合し共通の族譜や祭祀場所を作つてゆく同姓統合の趨勢」の先驅と位置づけられ（熊二〇〇三・第二章）、とりわけ彼の纂修による『世譜』は、「統宗譜」として「他姓にさきがけて編纂された完成度の高いもの」と評價される（白井二〇〇五・第六章。その他、朱二〇〇三および二〇〇四、熊二〇〇四、常二〇〇五—AおよびB、など）。

第二は、徽州社會への關心、すなわち地域史的・郷土史的視點に基づき、宗族史研究などにおいて彼およびその言説を取り上げるものである。徽州學の急速な進展によつて、最近はこの方面に特に多くの成果が見られるように思う（洪一九九、劉二〇〇四、黃・溫二〇〇六、方・方二〇〇七、馮二〇〇七）。

そして最後が、程敏政その人の個人史、これと關わる父母・兄弟など家族史の視點から、である。篁墩説の背後にあった實態、その言説的内容、いずれを考察するにせよごく常套的と思われるこのアプローチが、しかし管見の限りではもっとも乏しく思われる。第一の視點の説くように、敏政自身が「聯宗統譜」という大規模な宗族結合の再編に努力し、またその中で自らを程氏宗族集團の一員として強調したことも作用しているだろう。例外として、林濟氏の研究のみは敏政をとりまく家族史上の特異性を把握しているが（林二〇〇七）、考察上の出發點がこれに對する後世の徽州程氏からの批判を再検討することにあつたため、殘念ながらその特異性が彼の言説に及ぼした積極的作用を検討することはなかった。

本論はこの第三の視點に立つことになる。家族史的實態こそが彼の營爲全般を規定したと考えるためであり、これによつて言説としての篁墩説、實態としての提唱者程敏政、雙方に關して新たな知見を供しうと思う。

二 篁墩説の提唱

まずは篁墩説について今一度詳細に見ていこう。冒頭に引用した「書舍記」のほか、これについて知る上で重要な史料となるのが、程敏政「篁墩錄序」（『文集』卷二九。以下「錄序」と略記。傍線とアルファベットは後の考證のため便宜的に附し

た)である。

程氏の先祖は歙州(徽州)の篁墩に集まって住んでいた。遠い祖先には晉の太守府君(程元譚)があり、陳の將軍忠壯公(程靈洗)が邸を賜つて、ここで祀られるようになった。しかし、墩の命名された由來を知る者はいなかった。

(A)最近このことを考えていたところ、家譜に言うには、墩はもともと竹を産することと有名であつた。黃巢が亂を起すと、通過したところでは生きているものが無いという状態になつたが、土地の名前が「黃」というところでは武器を収めて侵略しなかつた。當時の(篁墩の)居住者はこのために「篁」の字を改めて「黃」とし、暴虐から逃れることを願つて、このように稱するに慣れ今に至っているのだという。

わたくしはこれを讀んで心が亂れ、このようなことは何もせずにはできないと思つた。(B)そこで先の尙書 襄毅公(程敏政の父、程信)に求めてその名を戻し、また(C)現在の紳士君子に(この改名について)告げていくつかさざまな詩文を得た。

ああ、名前と實態の互いに釣り合わないことがなんと長く續いているのか。我が墩についてこのことを論じれば、つまり「篁」はその名である。そして性質は苦難の季節に耐え、節義は君子になぞらえることができるというのが、その實態である。

黃巢のような賊の亂は我が竹の名を汚すことができるが、我が竹の實態をなす根據は、誰がこれを増したり傷つけたりできるだろうか。櫓の籬や棘でかこつた圃(のような土地)が、古の名宰相や孔子孟子の美名を盗用することは、もちろん士の恥である。これがすなわち、君子はひたすら實事につとめることを尊ぶべきだということであり、名の汚れや隆さかえはどうしてこんなことをはかるだろうか。

しかし名の汚されたものは、時に君子によつて雪そそがれる。どうして、天の理ことわりであつて人の心にあるものは、ついに滅ぶことはないというのと違ふだろうか。たとえば我が墩はすでにこのよう(に篁に改名したの)であるけれども、

物事というのは必ず長い時間がたつてから議論が定まるもので、また必ず君子の言葉を得てその後にあかしを人から取るのに充分とすることが出来る。(中略)だから諸君子の言葉が程氏の力を借りたものだとしても、邪なことを抑え正しいことに味方するという理由は、どうしてただひとつの土地にとつての幸いにすぎないことがあろうか。

(D)そういうわけで職人に命じ印刷して我が族人に告げ、讀書人であり學ぶもの、農夫であり耕作するものに、身を忘れて名譽を求めるよう積み重ねることを敬うべきだと知らせ、君子の公平な議論を忘れることの無いようにさせるのである。どうか(その)徳が竹になぞらえられるように。この墩の幸福な民のため、(E)どうしていたずらに騒々しくあのような陰險な輩と損得をにわか⁽⁸⁾に争うだろうか。

同文は程敏政撰『篁墩錄』の序文である。文中にもある通り同書は、コウ墩の改名について(C)「當世の縉紳君子に告げて記賦銘詩の若干篇を得」、それらを編集し出版したもので、李東陽、倪岳、吳寛、丘濬、謝遷⁽⁹⁾らが詩文をよせていた。また吳寛の文の末尾に「成化十五年(一四七九)歲次己亥閏月乙丑」に記す、とあることから、同書の刊行はこの時點以降であったと知られる。以下、同文から知られる問題について整理しよう。

まず篁墩説の根據について。「書舍記」では文脈上明確でなかったが、「錄序」で(A)「^{うちころ}問之を考ずるに、家譜に云えらく」とあることからすれば、程敏政がこの説を知った由來は——言いかえれば、この説を事實とする根據としたのは——一族内や周囲からの口傳などではなく、何らかの祖先史の記述であったと知られる。後に見るように程敏政は少なくとも四四枝に及ぶ徽州程氏の祖先史について檢證しており、また單に「家譜」ともあることから、自身か同宗の程氏のそれを閲覽したことを意味するものであろう。

そもそも黄墩傳説からいかにして篁墩説が生じたか——くり返すが、本論では篁墩説を事實を傳えたものとはとらえておらず、従って黄墩傳説に先んじて篁墩に關する言説が口傳にせよ文書にせよ實在したとは考えていない——、言説としての變容過程を想定するとすれば、①唐末に諸宗族集團が黄墩へ寄寓した、②諸宗族集團が黄墩に寄寓したのは、黄巢が

「黄」の字の場所を避けると言われていたためであった、③黄墩の「黄」の字は黄巢の來襲に備えて改めたものであった、④黄墩へと改められる前、コウ墩は篁墩であった、といった段階に整理できよう。これに即して程敏政以前の言説を探れば、宋代休寧縣のひと程大昌が現地の「老人」から耳にしたなどとして②に言及し、明代歙縣のひと程孟の『世忠事實源流錄』に③④にあたる記述があるという⁽¹⁰⁾。それにしてもこの他に類例を見出せないことからすれば、敏政以前の徽州祖先史において、やがて篁墩説に歸着する②③に類する言説はごく狭い範囲でのみ語られていたものと思われる。

次に、篁墩説の提唱のあり方について。いかにして程敏政が他者にこれを訴えたか、これまた「書舍記」では明確でなかったが、先に述べた通り「録序」の收められた『篁墩録』自体がその媒体であった。李東陽らの例からすれば、寄稿者はいずれも科擧官僚で後に『明史』にも立傳される著名人ぞろいであり、文中でくりかえし「君子」「君子の言」と呼んでこれを強調していることから、篁墩説は他の文人の賛意という徽州の外からの權威を帯びさせつつ①「工人に命じて梓し、以て我が族人に告げ」という、周到な形をとって唱えられたものと評せよう。

ところで明代において、すでに黄墩傳説は廣く徽州一帯の諸宗族集團に及んでおり、その誤りを正すのであれば他宗他姓をもその射程に収めていても不思議ではない。だがここで篁墩説を訴える対象とされているのはあくまでも「族人」であり、また末尾の⑤では「彼の沙蟲鬼蜮の輩」という強い表現で、程敏政にとっては敵對的な勢力の存在に言及している。⑥「先尙書襄毅公に請いて」とある、父親程信との關連もふくめ、以降の考察の手がかりとしておきたい。

三 篁墩説の受容と限界

では提唱ののち篁墩説はいかに受容されていたのか。まずその大勢をつかむため、程敏政の死から半世紀をへだてる嘉靖三〇年（一五五二）の『名族志』と、天啓六年（一六二六）の『休寧名族志』でのコウ墩の表記を確認しよう。前者は徽州六縣、後者は休寧縣のみの諸宗族集團の系譜・事跡を記す「名族譜」である。これまでも多くの研究で取り上げら

れ、黄墩傳説の廣がりを探る上でも利用されているが（葉一九八三・第一章、馮二〇〇七、など）、各姓を單位とする分析であつたため、居住地ごと、各宗族集團ごとに記述された兩書の内容を活かすには十分でなかつた。ここでは、各宗族集團を單位とし、さらにどのような記述の中で——黄巢の亂から逃れて居住したという黄墩傳説として、あるいは單に居住地・先住地として——コウ墩に言及しているか、にも留意して整理した（表1、2）。

一見して明らかなように、いずれの表記をとるか各姓ごとに統一されているわけではない。黄墩・篁墩それぞれの表記をとる宗族集團の数がどれほどか、その数を数え上げれば、『名族志』では黄墩五四に對し篁墩八、『休寧名族志』では一〇對一三である。先述の通り兩書の内容の空間的範圍はそもそも異なり、さらに『休寧名族志』で篁墩と表記するもののうち半数以上は程姓であるから、これらの數値から篁墩説が兩書の間七十年に擴大していったと見ることは適切でなく、ひとまず休寧縣、そして程姓において多く篁墩との表記がとられていた、と解するにとどめるべきであろう。なお、これら篁墩と表記する程姓の中にも、唐末それぞれの地に移入してきたと説く一族は存在するが（『名族志』堀田、『休寧名族志』漢口）、篁墩説との關連からか、黄巢を避けての移入であつたと記す事例は皆無である。

程姓の多くが篁墩表記をとつたことは、程敏政の同姓として自然に思われるかも知れない。しかしそれでは程姓でありながら黄墩との表記を取る宗族集團、すなわち歙縣の虹梁・疎口、休寧縣の富戴・渠川の程氏は、その他の同姓との間にどのような違いがあつたのだろうか。『世譜』編纂にあたり敏政は成化一八年（一四八二）初に休寧縣で同宗四四枝との會合を催したといひ（『文集』卷一四、『程氏貽範集目錄後記』。熊二〇〇三、朱二〇〇四、白井二〇〇五、など）、またこの時の同宗者の一人で婺源縣高安のひと、程質による『世譜』後序には、これに参加したうち二八枝・五〇人前後の具體名が擧げられている。⁽¹⁾これを表と照合すると、表1の祁門縣程村の程氏、表2の休寧縣漢口の程氏は、この會合に出席していたことが判明し、一方黄墩表記をとる程氏の中には、こうしたものが見出せない。篁墩表記の受容の如何は、結局のところ敏政個人との結合の有無と關連し、限界づけられていたのではあるまいか。

表1 『名族志』における「黄墩」「篁墩」への言及

「黃墩」への言及			
程氏	冒頭●■、歙・虹梁■、竦口●▲、休・富戴●		
俞氏	婺・鷓田、嚴溪●	余氏	黟・城西●
方氏	婺・荷田▲、祁・赤橋●	黃氏	冒頭●、歙・黃屯●、虬村●
汪氏	歙・黃墩■、休・堯山●	查氏	冒頭●、休・西門●
胡氏	歙・方塘●、婺・清華●、績・上川●		
張氏	休・杭溪▲、婺・甲路▲	陳氏	祁・石墅▲
吳氏	歙・黃墩溪南●、石嶺■、休・瑯琊●		
葉氏	婺・中平▲		
朱氏	歙・涪村▲、溪南三坪▲、休・朱村●、婺・闕里▲、香田▲		
戴氏	冒頭▲	許氏	休・油潭楓山▲
孫氏	歙・黃墩(記述無し)	周氏	婺・下槎▲
洪氏	歙・翠塘墻裏●		
江氏	歙・黃墩溪南●、登第橋▲、上臨河▲、婺・旃坑▲、虎溪●、績・在城●		
梅氏	婺・槎川▲	康氏	祁・冒頭●
曹氏	歙・雄村■		
王氏	歙・官塘黃村▲、嚴鎮溪北朱吳村▲、婺・冒頭●、武口▲、中雲▲		
呂氏	歙・李村▲		
畢氏	歙・嘉田畢氏▲、石耳畢氏▲、休・畢村▲		
潘氏	歙・郡城東●、休・芳田▲、屯溪●、婺・桃溪▲、太白▲		
顧氏	婺・高安●	施氏	冒頭▲
齊氏	冒頭▲		
「篁墩」への言及			
程氏	冒頭■、歙・潛口●、竭田●、休・率東●、祁・程村●		
汪氏	歙・豐溪●	吳氏	休・大溪上村▲
朱氏	休・北街▲	畢氏	婺・嚴溪●

この傾向は他姓でも確認できる。表1・2の雙方で朱氏のうち唯一篁墩表記をとる休寧縣北街朱氏については、東洋文庫所蔵本『名族志』朱氏休寧北街の條に、炫・焰兄弟に關し「學士篁墩程公、其の高尙の志有るを嘉し、爲に『筠谷幽居傳記』を撰す」とあり、たしかに『文集』卷一八には「筠谷幽居記」なる一文が見え、彼らの間の交遊が「篁」の意味する竹とからめつつ謳われているのである。一方、黄墩との表記

表2 『休寧名族志』における「黃墩」「篁墩」への言及

「黃墩」への言及			
程氏	冒頭●、富戴▲、渠川●		
黃氏	冒頭●、萬安■	汪氏	上資▲、兗山●、城南●
葉氏	南門總誌▲	朱氏	冒頭▲、首村●、渭南湖村●
戴氏	冒頭▲	許氏	水涇邨▲
江氏	冒頭●		
「篁墩」への言及			
程氏	篁墩草市●■、汊口■、率東●、草市●、阜上●、蘿山●、瑯王斯●、新塘●■		
方氏	方村▲	吳氏	大溪上村▲
朱氏	北街▲	江氏	梅田▲、石佛●

記號 冒頭＝各姓冒頭部分に附された各姓の系譜・事跡の概要部分。
 歙＝歙縣。休＝休寧縣。婺＝婺源縣。祁＝祁門縣。黟＝黟縣。績＝績溪縣。
 ●＝居住地、先住地としての言及。▲＝唐末のコウ墩傳説として。■＝それ以外。

をとる側に着目すれば、特に『名族志』ではその多さが顯著である。また、各姓の概要を記す冒頭部分でコウ墩に言及する場合、程氏を除くすべての姓が黃墩としており、さらに各宗族集團の具體的記述において篁墩と記している朱氏・江氏の場合でも、冒頭部分ではやはり黃墩とされている(表2)。兩書の撰者にとってはむしろ黃墩こそ正しい表記であり續けたようである。

こうした名族譜とは逆に、何種かの徽州地方志には明代での篁墩表記・篁墩説の廣がり进行を思わせるものがある。程敏政自身の纂修した弘治『休寧志』(二四九一年刊)では、程靈洗廟に關連して「正廟歙の黃墩に在り」(卷四、祠廟)とある通り、自説の主張はむしろ控えられていた。それが、汪舜民纂の弘治『徽州府志』(二五〇二年刊)では、卷一、山川、歙縣に「篁墩湖 一名相公湖、篁又た黃と爲す」とあつて、篁・黃の雙方を記しながらも「篁」を先に置いている。さらに汪尙寧纂の嘉靖『徽州府志』(二五六六年刊)では、卷二、山川、歙縣に「篁墩、一名黃墩」と記した後の注に、「世よ傳えるに、黃巢郡を寇す。郡人墩に保聚し、篁を易えて黃と爲し以て害を免れるを得、と。明學士程敏政記を作し汚名を刷洗す」とあつて、篁墩説への支持がより明確にされているのである。

しかし、兩『徽州府志』の撰者にはまたしても程敏政との個人的

關連が見出される。汪舜民は婺源大畈の汪氏に屬したが、この一族の同世代には程敏政と交遊のあった汪璽、その息子で敏政に學び、彼の姪を妻に迎えた汪玄錫がいた。⁽¹³⁾歙縣疎川のひと汪尙寧は實は十歳にして近接する疎口程氏の養子となっており、嘉靖七年（一五二八）の科舉試にも「程尙寧」の名で及第、⁽¹⁴⁾後に汪姓にもどり雲南布政使などを歴任するに至る。⁽¹⁶⁾彼を養子とした疎口程氏は『名族志』で黃墩と記していた側であり（表1参照）、ここから彼ら疎口程氏が篁墩表記を新たに受け入れた、との推論も成り立つ。だが尙寧の複雑な履歴を思えば、疎口程氏という宗族集團と、程敏政という同姓の先人と、いずれも尙寧にとつては擬制的に結ばれたもののうち、地方志撰述にあたり文人たる彼が優先したのは後者であった、と考えられよう。

さらに萬曆年間（一五七三—一六二〇）の書、二程・朱熹共通の故地としての徽州およびコウ墩を顯彰した趙滂『程朱闕里志』を見ると、本文中では篁墩との表記が主となりながら、劉伸ら六人の残した序・原序での表記は黃墩四對篁墩二となっている。墓誌銘・族譜とは異なる「地域」の立場に基づく地方志——選者個人の立場が反映されていることもすでに明らかだが——において、篁墩表記が主流となってきた傾向は認められるものの、そこから徽州社會全般における篁墩説の擴大を想定すべきではなく、むしろその受容には嚴然たる限界があったものと思われる。

そもそも一個人にとつて、コウ墩の表記を黃墩・篁墩のいずれかに統一することはあったのだろうか。實は程敏政自身にしてもそうでなかったことは、先の弘治『休寧志』から明らかだが、他にも黃莆（字は世瑞）の依頼でものした「古林黃氏續譜序」（『文集』卷三）では「……四世孫の碧璇 郡の黃墩に居す」とあり、休寧查氏の依頼による「懷德堂記」（同書卷一七）でも「予 查氏の譜を考ずるに、其の先、歙の黃墩自り休寧の瑞芝坊に徙す」とある。他の人物の事例として、彼から四半世紀後の徽州のひと、汪道昆について確認すると、自身の創作である詩においては「黃墩」（『太函集』卷一九「黃墩道中」と記す一方で、墓誌その他の記述では、コウ墩溪南の江氏については篁墩、休寧縣臨河と由溪の程氏、および歙縣杏潭の潘氏については黃墩、⁽¹⁸⁾と記している。つまり、汪道昆自身にとつてはコウ墩は黃墩であったが、墓誌な

どの執筆にあたつては先の臨河程氏の墓誌銘に「狀を按ずるに」とあるように、依頼主側の意向に沿つて書き分けていたと思われる。この點は、先の「懷德堂記」で「查氏の譜を考ずるに」とあるように、程敏政も同様であつたろう。⁽¹⁹⁾

以上、提起と受容の雙方から墓墩説の言説的側面を考察した結果として、筆者はそもそも程敏政もこれを、自らの宗族結合を承認した「族人」、文人として交友關係を結んだ「君子」、これら以外の他者に向かつて廣く受容されることを期待したものではなかつたと考える。その他徽州の他姓他宗に對しては、前掲「錄序」で「沙蟲鬼蜮の輩」と呼んでいたのが彼らの一部であつたとすれば、自説を入れることのない存在にとらえ、明確に限界づけていたのではなからうか。從來墓墩説は、徽州の他姓、とりわけ黃氏との對抗關係の中で解されてきたが(熊二〇〇四、馮二〇〇七、など)、敏政と黃墩表記をとる者との間は相互に不干渉・無關心——あるいは少なくともそう装つた——で、故にこそ同時代の他姓他宗、特に黃氏においてもこれを看過することが可能だつたのだと思う。

では周到な準備の上、彼が墓墩説を説こうとした「族人」とは、すなわち彼の家族・同族・宗族集團とはどのようなものであつたのか。これを明らかにすることで、その外にある族外の他者についてもうかがうことができよう。言説に關する考察から、次節ではこれらの實態に關する考察へ轉じることとする。

四 陪郭程氏から河間程氏へ——程敏政の家族史

程敏政の屬した宗族集團は、休寧縣城の東北隅、陪郭程氏と稱する。この一族については從來、朱開宇・常建華兩氏の成果から知られる部分が多い。まず朱氏は、諸宗族集團の社會的流動性を對比的に探る目的から、休寧縣内の五つの程氏宗族集團について考察し、その中で彼らをも取り上げている(朱二〇〇三、二〇〇四・第三章)。それによれば、陪郭程氏は宋代では高官を輩出することなく、祠廟での祠祭といった大規模な事業への參與もできなかったが、宗族集團の成員の集う宗會の開催につとめ、結果として長期にわたる安定を勝ち得たという。常氏の研究でも陪郭程氏は、墓祭など宗族制度

の整備において高く評價されている（常二〇〇五・A・第七章）。この他、『文集』から徽州における「宗族」の概況を探った洪蕃氏の研究（洪一九九九）など、彼の豊富な著述を資料として程敏政その人についても多くの知見が寄せられつつある。⁽²⁰⁾

これら豊富な研究成果において、しかしなぜかほとんど問題とされていないのが、程敏政自身の生活史における家族、家庭の問題である。その実態を探るためいくつかの墓誌銘に基づいて作製したのが、**圖1**「休寧陪郭程氏家系圖」である。家系圖作成のため参照した史料を、それぞれの主題とされている人物との對應關係で**表3**に示し、以降これらを史料とする際には表中に附した丸數字で出典を略記することとする。

さてまず陪郭程氏の始遷祖とされるのは、唐末五代初のひと程南節である。以後、宋代の陪郭程氏は高官を出すには至らぬものの代々學問に勵んでゆく。宋の南遷の過程で江西池州の諸軍統制となった程全が、たまたまここへ逃れていた程頤の子、端彥との間で通譜を行ったことも⁽¹⁾、これに表裏したであろう。とりわけ南宋の程先・永奇の親子は、朱熹に學んだ學者として知られた（朱二〇〇四・第二章、第三章）。さらに元代には河南程氏の榮秀が陪郭程氏の養子となつている。「……四世孫の圉、子無し。而して伊川七世孫の榮秀、實に之を繼ぐ。故に君の族、伊川に近しと爲す」とある通り、これによつて陪郭程氏は名實ともに程頤からの連續性を主張できることとなった⁽¹⁾および『文獻志』卷八五、于文傳「進義副尉徽州路休寧縣尉程君隆墓表」。筆者前稿も参照されたい⁽²⁾。

しかし最も重要かつ從來看過されてきたことは、この後、明初において陪郭程氏がたどった境遇である。元末、榮秀の曾孫に當たる吉輔・元佐の兄弟は徽州の自衛活動に参加した。さらに弟の元佐は朱元璋の麾下に加わつて「國勝」の名を賜り、帳前管軍上萬戸にまで至つて、元の至正二三年（二三六三）に漢王陳友諒との水戦で戦死する。残された兄の吉輔については、歸郷ののち「益ます韜晦し、郡邑累ねて徵辟するも皆な就かず」⁽³⁾とあるが、一族の變轉はなおも續く。吉輔の子、「専ら耕讀を以て事と爲」していた杜壽が、永樂初、知徽州事黃希范との交友を原因として謫戍を被り、最終

表3 陪郭程氏関連史料一覧

墓主、題名主	史料名
程全	①程易「宋故左武大夫開州團練使充池州駐劄御前諸軍統制休寧縣開國伯食邑九百戶贈協忠大夫累贈太尉程公全神道碑」(『文獻志』卷六五)
程榮秀	②陳祖仁「元故江浙等處儒學提舉程公榮秀墓誌銘」(『文獻志』卷七一)
程吉輔	③薛遠「徵士程君吉輔墓碣銘」(『文獻志』卷八九)
程國勝	④朱善「大明故帳前管軍上萬戶追封安定伯贈開國輔運推誠宣力武臣榮祿大夫柱國加封安定侯諡忠愍程公國勝神道碑銘」(『文獻志』卷六七)
程杜壽	⑤王直「徵士程公杜壽墓誌銘」(『文獻志』卷九〇)
妻汪氏	⑥呂原「程徵士妻汪孺人墓誌銘」(『文獻志』卷九九)
程原泰	⑦程敏政「曾叔祖尤溪府君墓表」(『文集』卷四五)
程晟	⑧李賢「贈亞中大夫太僕寺卿程公晟墓碑銘」(『文獻志』卷九二下)
程信	⑨劉翊「大明故資德大夫正治上卿南京致仕兵部尚書兼大理寺卿贈太子少保諡襄毅程公墓誌銘」(『明文衡』卷九〇) ⑩程敏政「資德大夫正治上卿南京兵部尚書兼大理寺卿贈太子少保諡襄毅程公事狀」(『文集』卷四一)
妻林氏	⑪徐溥「程襄毅公林夫人墓誌銘」(『謙齋文錄』卷三)
程名	⑫程敏政「明威將軍瀋陽中屯衛指揮僉事程公墓誌銘」(『文集』卷四四)
李賢(敏政の岳父)	⑬程敏政「光祿大夫柱國少保吏部尚書兼華蓋殿大學士贈特進光祿大夫左柱國太師諡文達李公行狀」(『文集』卷四〇)
汪宗燭(燾の岳父)	⑭周洪謨「贈文林郎浙江道監察御史汪公宗燭墓表」(『文獻志』卷九二下)

的に河間府の瀋陽中屯衛に配されたのである(③および⑤)。以降、孫の程信に至るまで、彼らは瀋陽中屯衛の籍に属する者として記録されている。⁽²²⁾

こうした強制的な移住が陪郭程氏にもたらしたものは何であったのか。管見の限り諸史料から見えるのは、苦境や社会的転落よりむしろそれを克服しようとする彼らの營爲、そしてその結實である。杜壽の弟の原泰は、兄の謫戍後も「獨り家を持するに力め」、河間と徽州休寧の間での連絡は絶やされなかった(⑦)。杜壽の長子の晟については、河間において「乃ち自ら家人を督して農り、未だ幾くならずして土沃田腴、得る所反つて城市に勝れり」といい、また祖先祭祀を整え、杜壽とともに子弟に勉學をすすめた(⑧)。晟と昱の兄弟は父より早く死去したが、正統七年(一四四二)、晟の長子の信が科擧及第を果たす。「先世多く徳に名あり、而して吾(杜

壽)に於いて中居す。望む所は復振する者汝(信)に在らんことを以てす。汝自ら力めざるべけんや」との杜壽の念願は、まさに程信において達成されたのであった(⑤)。

重要なことは、杜壽の嫡戌から信の及第まで三代にわたる過程において、故郷である徽州休寧縣でのかつての生活に由來する人的結合と、嫡戌のためたどり着いた河間という地域や衛籍に基づく新たな結合と、いずれもが彼らの営みに對して積極的な役割を果たしているという點である。杜壽と原泰の間には密接な連絡が保たれていたし、正統年間に河間任丘の教諭となった人物、程泰と程信の交友の背後には、泰も徽州祁門縣の出身であり、程靈洗の後裔であるという徽州特有のつながりがあった。⁽²³⁾他方、河間で得られた人間關係資本として最も明白なのが婚族の問題で、杜壽、および原泰の息子らが徽州とその周邊から妻を迎えているのに對し、晟の妻張氏は鳳陽五河出身、信の妻林氏は福建出身で、ともに嫡戌を被り河間に至った一族の娘であった(⑧、⑪)。張氏・林氏とも嫡戌前には下級の地方官を得るに足る一族であったこと、すなわちおそらくは程氏と同様の社會的地位にあり、似通った境遇をたどっていることも強調しておきたい。

さらに程信の活動としては、官僚としての彼の權勢も働いたのであろう、縣城周邊での土地集積や五百畝の義莊經營⁽²⁴⁾(⑩)など、河間における宗族集團としていつその經濟的擴大を圖っていたことが見てとれる。また瀋陽中屯衛の兵籍は信の弟の名に引き繼がれ、瀋陽中屯衛指揮僉事にまで榮達しており、名の五男五女のうち娘四人が同様の軍人に嫁ぐなど、武門においても相應の地歩を固めるに至っていたと思われる(⑫)。

以上を要するに、杜壽から信、すなわち程敏政の曾祖父から父親までの生活史は、徽州休寧縣においてではなく河間府において展開されていた。居住地の實態から言えば、もはや彼らは休寧縣陪郭のひとつではなく、杜壽・晟・昱の三人の墓も河間縣の東南に置かれている。⁽²⁵⁾『明史』卷一七二、程信傳に「其の先、休寧の人、洪武中、河間を戌り、因りて焉に家す」とあるのが、この場合には最も客觀的であると思う。

しかし同時に、これら墓誌銘・墓表のいずれにも、彼らを河間のひととして語っているものはない。少なくとも彼ら自

身は徽州に對するアイデンティティーを保持（したと稱）し、ついにはその故地への歸還を果たした。篁墩説もこうした中で唱えられたことは確かである。次節では當事者の視點から、この再移住の経緯を探ろう。

五 陪郭程氏としての歸還と程敏政の立脚點

『文獻志』卷一六および弘治『休寧志』卷一九に收められる程信「晴洲記」は、程信の居住地の遍歴とそれにまつわる心性とを率直に語ったものである。彼ら親子二代によって進められた、徽州への歸還の様をうかがわせるその全文を以下にかかげよう。

晴洲は私の別號である。最初、私は宣德八年（一四三三）に河間の學校に入り、諸生となった。『詩經』の洲を注釋したのを見ると、「水の中の住むことができる場所」、と言っていて、人知れず思ったことに、河間の府城は四面すべて瀛（うみ）であり、水がこれをめぐっている。だから郡は瀛海と名づけられている。そして國は太平がつづき、民は幸が多く、昔の人が晴天の少なさを歎いたのとは異なっている。だから晴洲をもって自分で號として名乗りたいと思い、いつもそのことが心を占めていた。

わずかな土地を城東の礪河の傍らに得ると、むらざとの一區畫を作ったのは、釣りを樂しむのに便利だからであった。先祖を葬った場所は實は礪南金沙嶺の原で、そのためにかつて十の庭を作った。其の一つを晴洲釣月というのも、またこのことを意味しているのだった。

それから八年、進士に合格し、使者の命をうけた道すがら徽州の休寧縣で先祖の墓に參ることができた。暇のある日、さとの父老に従って、芝山の麓で休み、紋溪の洲にわたった。その時、風と日はあたたかで美しく、鷗（かもめ）や鷺（さぎ）が飛び集まり、洲の上の景色は大いに河間に勝っていた。ふりかえってそれを樂しんでいると、はっと「懷土の思」を抱いた。この地のようなものこそが、晴洲の名にふさわしいのだと、初めて思ったのである。

三〇年來の長く苦しい歲月、職責につなぎとめられ、何度か官を退き故郷に歸ることを乞うた。しかし天子のみこころは手厚く、請うところは遂げられなかった。ちかごろ思いがけず詔を受け、機務を南都で補佐することとなった。ひそかにたくわえた給與を、かつて尙書李公の居住したところ、清溪の地と交換した。地上には塘ためいけがあり、塘には洲があり、柳と竹が影をまじえ、荷はすと芰ひしが香りをたなびかせている。そこで庵をその間に構えたが、心安らかに休息するとき、おごそかな晴洲の優美さは、それが北に在る磻河のものであっても南に在る紋溪のものであっても關わりないものであった。

ああ、私はちっぽけな身で、折々にまだどこでも、晴れ渡った景色のめぐみを天下太平の日々の中にうけてきた。晴洲という號を、どうして氣のはれないまま話さないでいられるだろうか。ましてや休寧は祖先の故郷である。長男の敏政は家の者に命じて質素な小屋をたて、私の退職の準備とし、またひろく名士の詩賦を求めよんで歌い、装丁し書物として、馬を驅り祝いをおくってきた。私はこれを得てとても喜んだので、そのてんまつを記して考えをあきらかにするのである。

成化八年（一四七二）秋八月望日、晴洲釣者、書す。⁽²⁶⁾

青年期に始まる「洲」という景觀への程信の愛着は、河間城附近で彼が集積した「家園」のひとつにもその名を與えさせ、官に就いて以後立ち寄った徽州休寧縣の紋溪で「懷土の思」を覺えることへつながる。南京への赴任ののち買い取った、尙書李公すなわち李賢(27)の故居も同様の環境に恵まれ、老境に入りようやく官職を辭した後、長子敏政によって彼の「投老の計」として休寧縣に設けられた住まいも、同じく「晴洲」と名附けられたのであった。⁽²⁸⁾

休寧縣での生活について、程信自身は敏政に「郷人耆舊と與に山水の間を徜徉し、飲燕して樂と爲さん」とも語っている。そして成化一五年（一四七九）五月、程信は病に倒れ、九月二十七日辰の刻、六三歳で死去する⁽²⁹⁾。その墓地は杜壽らとは異なって河間ではなく、休寧縣の南山に置かれることとなった。

以上を要するに、彼らの休寧縣への歸還とは、程信の引退を機會として、實質的には敏政の指導のもと開始されたものであった。⁽³⁰⁾すなわち徽州現地からすれば、程信・敏政らは「出戻り」「Uターン」とでも言うべき一族であつたろう。敏政が徽州に關連して「族人」と言う場合、家族をこえた同族・宗族集團としての彼らとの間には、必ずしも同胞としての意識が當初から相互に共有されているとは限らず、むしろそれをつちかうための意識的な營爲が必要とされたであろうことを想定しなければなるまい。

こうした概觀を得た上ならば、程敏政について廣く知られる(一)宗族制度の整備事業、これに反して從來ふられることの少なかった(二)徽州における他姓他宗との財貨の爭奪、そして彼の(三)詩作など廣範な著述活動、以上三つの異質な營みが一體のものとして理解できる(表4参照)。それは、異郷での意外とも映る社會的上昇の後、新たに獲得した經濟的・文化的資本をもつて再移住を圖つた一族が、從來見られなかつたほどの空間的規模と郷土史考證をもつて實行した、故地での宗族集團の再編事業であつた。彼らにはこうした營爲が必要だつたのである。「聯宗統譜」の先驅たらんとしたから、などではなく、「冒祖附族(祖先を捏造し一族を從わせたもの)」との揶揄さえ被りかねない——敏政の死後には實際に同姓からこうした攻撃をうけた(林二〇〇七)——來歴を持つ身である上、すでに神聖化されていたコウ墩との過去の關わりを語らねばならない程姓として、彼らはそれに取り組まねばならなかつた。

すなわち『世譜』の編纂・刊行⁽³¹⁾、これに先立つ徽州周邊の同宗四四枝との會合、さらにその布石となる地道な祖先史の調査研究は(一)であるが、こうして果たされた徽州での程氏宗族集團の結集は、その内においては程敏政ら陪郭程氏の地位の再確立、その外に向かつては河南程氏との再度の通譜⁽³³⁾のような、さらなる宗族結合の展開に最大限に活用されたばかりか、(二)徽州現地における他姓他宗との生々しい抗爭でも力となった。同宗四四枝との會合から『世譜』刊行までの半年ほどの間において、程氏を詐稱する他姓の手に渡っていた太守公(程元譚)墓・忠壯公(程靈洗)墓の歸屬について、程敏政は官府に對し訴え出ている(卜二〇〇八)。「文集」卷五三、「與太守河汾王公文明論世忠廟產書」で展開されているその主

表4 程敏政略年譜

年	程敏政および信に關する事蹟
正統 七年 (1442)	信、進士及第。
正統一〇年 (1445)	敏政、誕生。
正統一一年 (1446)	敏政二歳。祖父の晟、曾祖父の杜壽、相次いで死去。
景泰 五年 (1454)	敏政一〇歳、父の赴任先の四川で神童として推薦され、英宗に召試される。
天順 四年 (1460)	敏政一六歳。信、南京太僕少卿に。
成化 二年 (1466)	敏政二二歳、進士及第。
成化 六年 (1470)	敏政二六歳。信、南京兵部・參贊機務に。
成化 八年 (1472)	敏政二八歳。信、「晴洲記」を執筆。
成化一四年 (1478)	敏政三四歳。弟の敏行、死去。
成化一五年 (1479)	敏政三五歳。信、死去、休寧縣南山に賜葬。
成化一六年 (1480)	三六歳、『世譜』編纂に向け徽州周辺の程氏と族會を開催（『世譜』後序）。
成化一八年 (1482)	三八歳、『世譜』、『程氏貽範集』を刊行。休寧陪郭の程氏の墓三カ所を「査理修復」（『世譜』墓圖）。
弘治 元年 (1488)	四四歳、彈劾され郷里に致仕。
弘治 三年 (1490)	四六歳、『文獻志』の序を記す（『文獻志』序）。
弘治 四年 (1491)	四七歳、『休寧志』を刊行（弘治『休寧志』末尾）。
弘治 五年 (1492)	四八歳、起官。
弘治 八年 (1495)	五一歳。母林氏、京師の官舎にて死去。
弘治一〇年 (1497)	五三歳、『休寧陪郭程氏本宗譜』を刊行（常二〇〇五・第七章）。
弘治一二年 (1499)	五五歳、會試の試験問題を漏洩したとの疑惑を被り、憤死す。
正徳 二年 (1507)	死後八年、『文集』刊行される。

『明史』卷一七二の程信傳、卷一七四の程敏政傳、信とその妻林氏の墓誌銘（表3の⑩、⑪）に主に依據した。

張によれば、彼は「間編刻の暇に因り考じて上世の事に及」んだ結果、兩墓地の來歴について知ったといひ、また、太守公墓の所有をめぐる複雑な經過において、婺源高安の程氏がその買い戻しを果たしていた、という。この高安の程氏とは、『世譜』後序を記した程質の屬する宗族集團であることに注意されたい。これはまさに程敏政にとっての「族人」と「沙蟲鬼蜮の輩」とが、その祖先史考證——『世譜』編纂の中で結んだ人脈の力を含む——によって、緻密な理論武装の上で辯別された事例であつ

ちかごろ

た。

また、『世譜』附録上下に収められる程氏各派の墓圖によれば、陪郭程氏の墓地のうち、休寧縣二都東山の「南唐文一使府君宣墓」、二都富瑯山の「南唐二教授府君承敬墓」、三都餘頭村程家園の「宋教授府君昭墓」は、やはり成化一八年、敏政と弟の敏徳によって「查理、收復」されていた。始遷祖たる程南節の墓地「知縣突」⁽³⁴⁾についてもこうした運動が展開されていたことは、敏政の詩文「清明拜掃遠祖兵馬府君墓」〔文集〕卷九二から知られる。⁽³⁵⁾これらの墓地のうち東山と富瑯山のそれについては、『世譜』各文の末尾に「……杜壽、河間に従戎するに事わされ、業を失す」とあって、杜壽の嫡戊以降に失われた土地の回復であったと明記され、「知縣突」も詩の序文に、「異姓」の手から敏政が「族人を率い之を復し、其の兆域を正」したとあり、また詩の末尾に「宗を亢るに力無く 朝衫に愧ず」とあることから、同様の認識のもとに「查理收復」の圖られたものであったと分かる。

これらの土地が、眞に程敏政らの権利を主張できるものであったか否か、それは問題ではない。(二)墓地という財の争奪を、敏政らは(一)祖先史考證による根據づけと(三)詩文の喚起力によって、「族人」とともに戦ったのである。ここでの「族人」が敏政らにとつて必らずしも所與・既定の集團でなかったことを思えば、こうした行動自體が徽州における彼らの結合をさらに強める契機になったとも考えられる。ともかくも、彼の(三)廣範な著述活動のうち、少なくとも徽州に關するものは、このように(一)(二)の營みと表裏し、これを表現するものであった。⁽³⁶⁾

しかし、こうした新たな祖先史形成のあり方は、本來限界性を内在させていた。規定を設けて祖先史の正誤を辯別し、從來の程氏諸派の通説を退けさえした敏政の祖先史理解は、その後の諸派の族譜編纂を見る限り、決して異論なく受容されてはいなかった(常二〇〇五—B)。緻密な理論武裝のための祖先史考證は、あいまいを許した從來の祖先史が包攝していた人々の一部を、むしろ排除することにもなったのである(林二〇〇七)。常建華氏はこの限界性を「敏政の學術的考證と宗族文化の間に存在した緊張關係」、「學者による修譜の悲哀」と總括する。だがこのように評される徽州での程敏政

のふるまい自體、「名臣の子」(『明史』卷二八六、程敏政傳)として中央政界に直結し、また、異郷で前半生を過ごし河間府に残る宗族との結合をも維持するといった、徽州現地のみにとどまらない境界的な彼の立場が然らしめたものではなかったか。

そして、くりかえすがこのような立場こそ、従来の祖先史形成とは一線を畫する「聯宗統譜」のあり方を彼に創出させたものでもあった。敏政の社會的特性は、その言説の畫期性と限界をとともに規定していたのである。

小 結

誤解の無いよう補足すれば、程敏政も決して一族の來歷を偽っていたわけではない。彼の執筆した程信の行狀でも、曾祖父以來の變轉は包み隠さず述べられている(表3の⑩)。しかし彼の營みを強く方向附けていた家族の姿は、彼自らが整備に努め饒舌なほど書き表した「宗族」の輝きによって、影へ影へと追いやられているかのである。從來の我々の理解も、彼自身の言説に大いに規定されていたと言えよう。

實は明代中期において、こうした事例は思いのほか多數に登るのではなからうか。明代衛所制度の研究によれば、州縣のもとにある本貫とは系統を異にする衛籍は、實は多くの著名人が屬していたにもかかわらず、『明史』において貫・籍いずれをもってその人物の出身とするかの原則を缺くなどの理由でまま看過され、人物像把握の上でも盲點となっている(顧一九九八、新宮一九九八)。顧誠氏の論文で紹介された衛籍を持つ明人とは、李東陽・張居正・王夫之のほか十數人、まさに著名人ぞろいである。本人ではなくその父祖までが衛籍にあった人物を求めれば、さらに多數が該當しようし、程敏政もその中にふくまれることになるう。

重要なことは、衛所制度の弛緩が指摘される明代中期は、中國東南部における「宗族」再活性化の時期に重なるという事實である。先述の通り程信は徽州への歸還の動機を「懷土の思」と述べているが、これはあくまで彼自身の認識・主張

である。明初、謫戍を被った家は特に中國東南部に多く、その中で「陪郭程氏」のみが故地への歸還を圖ったとは思えない。彼らが徽州から保持し續けたものと、河間で新たに得たものとの雙方が、敏政の營爲において經濟的・文化的・人間關係的な資本とされていたのを考えれば、後に言う「聯宗統譜」の盛行とは、實はその先驅者のみならず、衛所制度に片足を置いた者たちにおいてこそ實行でき、また行う意義のあるものではなかったか、と思われるのである。

以上は本論で明らかとなった程敏政の社會的實態に關する總括と展望である。次に、これをもふまえつつ、本論の扱った言説面、すなわち敏政による篁墩説の提唱について、黄墩傳説の長期的變遷の中にとらえ直そう。

たしかに篁墩説自體には、「黄」の字を「僭亂の姓に汙^{けが}され」たものとし、かつまたこの改名の主體について「程の地を此に避ける者」とするなど、コウ墩に對する程姓の歴史的優先權とでも言うべきものをくりかえし主張した面がある。この説の知られざる創作者にとつては、こうしたこそが主題であつたのだろう。だが程敏政は創作者ではない。この説を支持し喧傳するにあたつて、敏政にとつては何が重要であつたのか。

先にもふれた『文集』卷一八「筠谷幽居記」は、彼が休寧縣北街の朱彥榮に請われ、その居所「筠谷幽居」について記したものである。ここで敏政は休寧縣における彼の居所「南山竹院」とも共通する竹の屬性について、

竹という物は、風雲をおしのけ雪霜をしのぐことによって、節を君子になぞらえられ、古の賢者に愛された……⁽³⁷⁾

としている。これは彼が「録序」において、「吾が墩」すなわちコウ墩の「實」として語っているところと同様であり、彼が「篁」の一字にこめた意識を表す一文と見てよいだろう。君子になぞらえられるもの、昔賢の愛したものの、こうした屬性を唐末からさらなる過去にまでさかのぼりコウ墩に賦與できることもまた、篁墩説の一面であり、敏政にとつてはこれこそが意味を持った。

黄姓に對する對抗意識が程敏政には皆無であつた、とは筆者も思わない。しかし彼の求めたのが、「程墩」などといっ

た改稱ではなかったことにも留意すべきであろう。たとえば『名族志』、汪氏、歙縣黃墩の項では、唐代において「其の村を名づけて曰く『汪家村』と」と記しており、その地點がコウ墩であったと解せば、これを自らの冠姓集落として説き直そうとする異説が汪氏の中には生まれていたことになる。假にこのようなものを敏政が訴えたとすれば、いかに科擧官僚同士の結合があつたにせよ、李東陽らの贊同や「君子の言」が得られることはなく、『篁墩錄』の出版という周到な形での喧傳もなしえず、數百年にわたり本来の名を取り戻せなかつた「族人」を「獨り嘸ひなき」つつ領導する大義名分も成立しない。逆に言えば、篁墩への改稱であればこそ、敏政はその境界的な立場を最大限に活用し、徽州の同姓との同宗關係を再構築する一方で、その間に一線を畫する君子として、彼ら「族人」に對して臨むことが可能となつた。

要するに、程敏政による篁墩説提唱の意義とは、あるいは彼を「冒祖附族」として退けかねない同宗者たちに對し、徽州の外の權威でもつて自らの優位を確立することにあつた、というのが筆者の結論である。

ところで、程敏政自身にとって他宗他姓の受容は期待するところではなかつたが、徽州地方志のいくつかで支持されたことは後世に作用した。コウ墩は「篁墩」との表記をとることで、單一の姓氏の關與をうかがわすある種の生々しさから離れ、儒教的な聖地としての性格をいつそう鮮明に主張する表象となる。二程朱熹の故地として權威化されていくという宋元以來の黃墩傳説の潮流からすれば、その先鋭化として自然とも言えよう。徽州現地から遠く隔たりつつこれを故地として語る者——すなわち徽州商人——にこそ受容しやすかつたのではないか。明末清初、黃氏からの反論が登場し「程黃爭墩」の事態に至るのは、⁽³⁸⁾敏政自身から時を隔てるにつれ、かえつて篁墩説が廣がついていったことへの反應であつたが（馮二〇〇七）、それも程氏と黃氏との同じ土俵の上での争いではなく、儒教的權威化をつき進め聖地となつた「篁墩」と、個々の宗族集團の故地という土俗的な價值を表す「黃墩」との、表象としての分裂と解すべきものと思う。

しかしこれらの檢證には、程敏政以降のコウ墩に關する新たな語り手とその言説とについて、改めてとらえ直す必要がある。彼を主題とした本論はここに擱筆することとしたい。

参考文献一覽

【日文】

- 新宮 學 一九九八「明清社會經濟史研究の新しい視點——顧誠教授の衛所研究をめぐって——」〔『中國——社會と文化』一三號〕
- 石田 和夫 一九八一「程敏政について——朱陸異同についての一考察」〔九州大學中國哲學研究室編 明代思想文藝論集〕
- 白井佐知子 二〇〇五『徽州商人の研究』（汲古書院）
- 顧 誠 一九九八「明代の衛籍について——人物理解のために——」〔東北大學東洋史論集〕七
- 洪 蕎 一九九九「明代中期における徽州の宗族狀況に關する一考察——『文集』を中心に——」〔大谷大學大學院研究紀要〕一六
- 瀨川 昌久 一九九六「客家の族譜と移住傳承——福建省汀州府寧化石壁村をめぐって」〔日本文化研究所研究報告〕三三集。のちに同氏『族譜——華南漢族の宗族・風水・移住』（風響社、一九九六年）の第六章「客家の族譜と移住傳承」として修正の上、所收）
- 中 生 勝美 二〇〇二「中國華北平原の移住傳說」〔大阪市立大學大學院文學研究科 人文研究〕五四
- 山 根 直生 二〇〇八「宋元明の徽州における黃墩移住傳說」〔九州大學東洋史論集〕三六號
- 熊 遠報 二〇〇三「清代徽州地域社會史研究」（汲古書院）
- 同 二〇〇四「黃墩傳說と徽州地域における祖先史の再構成」〔アジア遊學〕六七號
- 【中文】
- ト 永堅 二〇〇八「明清徽州程元譚墓地的糾紛——以《新安程氏家乘》爲中心」〔『徽學』第五卷〕
- 常 建華 二〇〇五—A「明代宗族研究」（上海人民出版社）
- 同 二〇〇五—B「程敏政《新安程氏統宗世譜》譜學問題初探」〔河北學刊〕第二五卷第六期）
- 方阿離・方任飛 二〇〇七「篁墩、北方移民的中轉地」〔黃山學院學報〕第九卷第六期）
- 黃國信・溫春來 二〇〇六「新安程氏統宗譜重構祖先譜系現象考」〔史學月刊〕二〇〇六年第七期）
- 林 濟 二〇〇七「程敏政“冒祖附族”說考辨」〔安徽史學〕二〇〇七年第二期）
- 同 二〇〇八「程敏政統宗譜法與徽州譜法發展」〔安徽史學〕二〇〇八年第四期）

- 劉 伯山 二〇〇四『程朱闕里志』與朱熹・程出自徽州考（『中國地方志』二〇〇四年第十二期）
- 馮 劍輝 二〇〇七『徽州宗族歷史的建構與衝突』（『安徽史學』二〇〇七年第四期）
- 葉 顯恩 一九八三『明清徽州農村社會與田僕制』（安徽人民出版社）
- 朱 開宇 二〇〇三『家族與科舉・宋元明休寧程氏的發展，一一〇〇—一六四四』（『臺大文史哲學報』第五八期）
- 同 二〇〇四『科舉社會、地域秩序與宗族發展——宋明間的徽州，一一〇〇—一六四四』（國立臺灣大學文學院）

註

- (1) 『文集』卷二二、「篁墩十二詠序」に附される「成化十四年歲次戊戌冬十有二月」との日附に基づく。管見の限り、程敏政が「篁墩」との表記でものした記述はこれ以前に見當たらない。馮劍輝氏は、程敏政の墓參にからめ同様の結論を出している（馮二〇〇七）。
- (2) 「予家亦出黃墩。而考諸譜及郡志、莫知墩之所以名者。近得一說云、黃墩之黃本篁字、以其地多產竹故名。至黃巢之亂、所過無噍類、獨以黃爲己姓凡州里山川以黃名者、輒斂兵不犯。程之避地於此者、因更篁爲黃、以求免禍、歲久而習焉。予獨嘖、夫循吏忠臣賜第廟食之所而汙於僭亂之姓七百餘年、卒無覺其非者。因大書篁墩二字、揭諸故廬。」
- (3) 混亂を避けるため、以下本論では實態としての黃墩・篁墩の地點について言う場合「コウ墩」と表記する。
- (4) 瀨川一九九六、中生二〇〇二、熊二〇〇三、井上徹編『アジア遊學』六七號の特集「族譜——家系と傳說」（勉誠出版、二〇〇四年九月）、など。
- (5) 避難傳說とは、「創世神話・民族起源神話の中にもしばしば登場し」、「共通の災厄を生き延びることのできた一握りの者たちの子孫であることにより、その傳說を共有する者たちの連帶意識を高める作用をもった」ものであるという（瀨川一九九六）。
- (6) たとえば唐桂芳『白雲集』卷五「朱氏族圖序」は、その父である唐元の『筠軒集』卷九「李氏族譜序」と著しく相似する。
- (7) 明末清初、歙縣潭渡のひと黃生（又名黃瑄）は、黃氏こそがより古參のコウ墩居住者であり、「黃墩」はその姓を由來としてすでに東晉時代には通用していた、と反論した（黃質『黃氏先德錄』、元集公および白山公の項。許承堯『歙事閑譚』卷一〇「程黃爭墩」、同卷三二「篁墩辯一」、など）。
- しかし實は黃生の主張も歴史的實態としては信賴しがたい。筆者前稿によれば、黃氏の先住地として黃墩を語る事例は程敏政「古林黃氏續譜序」こそ初見である。また筆者は、宋代の徽州黃氏に關する墓誌銘を探り確認したが、いずれも先住地として黃墩を擧げてはいなかった。
- ここで注目すべきは、唐代における徽州黃氏の居住地

「黃屯 huang tun」である。これは、唐代に孝子として顯彰された歙縣のひと、黃丙に關する記述で「今、縣の西九里の黃屯村、是れ其の居處なり。始め寇盜に因り、黃氏の先、其の族人と與に徒を聚め此に屯す。故に黃屯と名づく」（『新安志』卷九、敘義民）とふれられる、コウ墩とはまったく別個の集落である。

ところが、宋末元初の歙縣のひと黃孝則に關わるその祖先史を見ると、黃屯への居住と黃丙の名聲とについて記した直後に「後、黃巢の亂するや族を擧げ兵を避けて溪北の墓側に渡り、焉（歙縣充繡鄉）に居す」とあつて（趙若惺「處士黃公孝則行狀」（『文獻志』卷八九）、黃屯への居住に先立つものであつたはずの戰亂からの避難が、その後の唐末のこととされている。これが果たして意圖的なものか單なる誤傳か、あるいは事實として黃屯への居住の前後雙方に戰亂が關つたのか、確定は困難だが、こうした變化を端緒として、やがて言說中の黃屯と黃墩が入れ替えられていったのではあるまいか。その背景にはやはり、宋元明と上昇していった祖先史上の黃墩の價值、そして明中期以降では墓墩說への對抗の必要性があつたと思う。

(8) 「程之先、聚居歙墓墩、有遠祖、晉太守府君及陳將軍忠壯公之賜第廟食存焉。然莫知墩之所以名者。聞考之、家譜云、墩本以產竹得名、至黃巢之亂所過無噍類、惟土名黃者、歙兵不犯、當時居人因更簞爲黃、以冀免於荼毒、習稱至今。走閭之而心動、以爲是不可但已。因請於先尙書襄毅公而復之、又告於當世縉紳君子、而得記賦銘詩若干篇。嗚呼名實

之不相副久矣。以吾墩論之、則簞其名、而性可以耐歲寒、節可以比君子者、其實也。巢賊之亂、吾竹之名可汚、而吾竹之所以爲實者、孰能爲之加損哉。彼權籬棘圃而盜夫伊周孔孟之美名固士之恥也。是則君子一惟務實之可貴、而名之汙隆曷計焉。然名之汙者、有時而見雪於君子、豈非天理之在人心者終不可泯耶。若吾墩是已雖然、事必久而論定、又必得君子之言而後足以取驗於人。（中略）然則諸君子之言、雖假寵程氏、而所以抑邪與正者、豈直一丘一壑之幸耶。因命工人梓以告我族人、使爲士而學爲農而耕者、知徇名責實之可畏而無忘於君子之公議、庶幾比德於竹。爲此墩之幸民、豈徒譏譏然與彼沙蟲鬼蜮輩校得失於一旦哉。

(9) 李東陽「墓墩賦」（『懷麓堂集』卷二）、倪岳「墓墩爲程克勤賦」（『青谿漫稿』卷五）、吳寬「墓墩記」（弘治「休寧志」卷一九）、丘濬と謝遷の詩は『名族志』程氏冒頭において引用されている。

(10) 唐元「李氏族譜序」（『筠軒集』卷九）、馮二〇〇七および林二〇〇八。ただしいずれの記述も程大昌・程孟當人の筆によると確認できる史料では見當たらず、後代の族譜などでの引用的言及による點、注意が必要であらう。

(11) 「於是我新安列邑、如休寧漢口隱允、率口耀祖瑗、山斗存綬忠衛永堅、歙槐塘嵩琬昌、長幹山玄、岑山渡律、績溪仁里傳儒、祁門善和晏旦、程村用、婺源龍山肅、鳳嶺伯威、長徑理紀、金竹勇濟、環溪仲森、彰睦文禮、香田宜敬、香山仁源、以及德興鳳凰傳福良尙、瀘口崧驥濬、南溪德澤廷玘廷獻、新建書雲萊、樂平梅巖祖茂善慶、小彰睦鳴鳳、石

城佳層、貴溪程源澳淳、浮梁東山玉、開化玉田仕洪崇英、諸公各率其族、惟義是從、共謀銘梓、以克大成。

- (12) 『明史』卷一八〇の汪舜民傳、『名族志』汪氏、婺源大畈。

- (13) 『名族志』汪氏、婺源大畈、および『文集』卷三九「書所題汪尹四景畫詩後」。

- (14) 方揚『方初菴先生集』卷九「都察院右副都御史周潭先生汪公行狀、および『名族志』程氏、歙縣疎口」。

- (15) 趙宏恩『江南通史』卷二二八、選舉志、舉人、嘉靖七年戊子科の條。

- (16) 楊爵『楊忠介集』卷二「贈汪兵備兩尊人壽序」。

- (17) 『太函集』卷三〇「江浙江先生傳」、卷四五「明處士江民瑩墓誌銘」、卷六七「明贈承德郎南京兵部車駕司署員外郎主事江公暨安人鄭氏合葬墓碑」。なお『名族志』江氏での表記は「黃墩溪南」であったのが、これらの墓誌および『休寧名族志』では「篁墩溪南」「篁南」となっている。興味深いこの變化の背景について筆者は結論を得なかったが、江氏の一人、醫學書『名醫類案』の編者として知られる江瓘（「明處士江民瑩墓誌銘」の墓主）が「篁南」を自らの號としたことと何らかの關連があるものと思われる。

- (18) 『太函集』卷四七「明故處士程長公孺人方氏合葬墓誌銘」、卷六一「明處士休寧程長公墓表」、卷六九「潘氏宗祠碑記」。

- (19) 程敏政が自説に反し黃墩との表記を残したことについて、馮劍輝氏は後年の彼の苦境による失速と解している（馮二

〇〇七）。その可能性は否定できないが、「懷德堂記」の例、そして汪道昆の事例を考えれば、元來書き分けていたものと解するのが妥當と思う。

- (20) 本論では論じられなかった部分だが、學者としての程敏政については、石田和夫氏の所論によって理解している（石田一九八一）。なお本論に引用した程敏政の諸文について、石田氏および福岡大學の甲斐勝二氏からご教示をいただいた。謝意を表すべく特に記す。

- (21) 林濟氏は程氏の族譜に基づきつつ筆者とは同様の陪郭程氏の系譜を再現したが、元代までのその祖先史が明代以降に創作されたものである可能性を指摘している（林二〇〇七）。筆者もこれを否定するものではないが、元代の陪郭程氏の姿が複数の墓誌銘からも見出されることは、その實在性がある程度裏附けるものであると思う。

- (22) 王世貞『弇山堂別集』卷五〇にも「程信、直隸休寧の人、河間潘陽中屯衛の籍」とある。

- (23) 程敏政「通奉大夫河南左布政使程公墓碑銘」（『文集』四三）。程泰の屬する祁門縣善和の程氏は『世譜』編纂に先立つ會合にも参加しており（註11参照）、この墓碑銘でも篁墩表記をとっている。

- (24) 『文集』卷六〇「瀛東別業賦并序」には、河間城東の青陵郷にあった程氏の別業の様相が詳細に語られている。

- (25) 『世譜』附録下、墓圖、「明贈兵部尚書兼大理寺卿府君杜壽墓」。

- (26) 「晴洲予別號也。始予以宣德八年入河間學爲諸生、見詩

之釋洲者、曰水中可居之地。竊以謂河間郡城四面皆瀛水環之、故郡名瀛海。而國家承平、民衆蕃禧、又與昔人晴日管少之歎異、因欲以晴洲自號、往來於心焉。既而得隙地於城東礪河之旁、爲村莊一區、以便遊釣。先人墓處實在礪南金沙嶺之原、故嘗爲家園十景、其一曰晴洲釣月、亦指此云。

後八年、舉進士、得奉使便道展先塋於徽之休寧、暇日從鄉之父老、憩芝山之麓、涉紋溪之洲。其時風日暄美、鷗鷺翔集、洲上之景大勝河間。顧而樂之、恍然有懷土之思。始以爲若此地者、可以當晴洲之名矣。三十年來在苒歲月、羈絆於官守、屢乞骸骨歸故鄉。而聖情優容、所請不遂。邇者乃受詔、贊機務於南都。閒積俸金、易故尙書李公所居清溪地。地上有塘、塘有洲焉、柳竹交陰、荷芰霏香。因構亭其間、宴坐之際、儼然晴洲之勝、不知礪河之在北、紋溪之在南也。噫、予以渺然之身隨時隨地、而沐霽景於太平全盛之日。晴洲之號、豈可黯然不之白乎。況休寧祖鄉也。長兄敏政、命家人伐茅結廬、爲吾投老之計。且遍求名勝詩賦、詠而歌之、裝潢成卷、馳以寄壽。予得之甚喜。因記其始末、以見志焉。成化八年秋八月望日、晴洲釣者書」。以上は『文獻志』版の記述だが、『休寧志』版とはかなりの違いがある。

- (27) 吏部尙書李賢はかつて程信を推薦した人物で、『明史』卷一七六、李賢傳、翰林學士として少年期の程敏政にも目をかけ、その岳父となっている（『明史』卷二八六、程敏政傳、および表3の⑬）。ただし南京周辺での彼の住居というのがどこであったかは確定できなかった。

- (28) 程信が最後の住まいとしたのはどこか、「晴洲記」の記

述のみでは判然としないけれども、張弼の「晴洲賦」（弘治「休寧志」卷一九）、および倪岳「青谿漫稿」卷五の「墓墩爲程克勤賦」の注記をふまえると、休寧縣斷石村がその「晴洲」であったことが分かる。

- (29) 「世譜」附録下、墓圖、「明兵部尙書贈太子少保襄毅公信墓」。

- (30) 墓墩への改名（録序）（B）や同宗との會合の開催（『文集』卷一四、「程氏貽範集目錄後記」）に關して、程敏政がたびたび「先の襄毅公（程信）に請」うているのも、このためであろう。

- (31) 「世譜」に著された新たな程氏祖先史の内容、從來のそれとの相違点などについては、近年の諸氏の研究（常二〇〇五—B、黃・溫二〇〇六、馮二〇〇七、林二〇〇八）によって理解している。

- (32) 「初め敏政、最も譜學を究心す。嘗て先の襄毅公（程信）に請いて諸もろの宗族に會し、之を積むこと二十年、理清伐外、會すべき者 四十四房を得。定めて統宗世譜二十卷と爲し、刻梓し以て傳う」（『文集』卷一四、「程氏貽範集目錄後記」）。

- (33) 「文集」卷五三、「與河南宗人博士通譜書」。同文前半で程敏政は「世譜」の刊行に至る過程を詳細に述べている。

- (34) 程南節の墓地について、『世譜』墓圖では「唐欽州兵馬先鋒使府君南節墓」と記しているが、程敏政の時點において「異姓」のものとなっていたという経緯についてはふれられていない。

(35) 詩の全文は以下の通り。「亭臯東半匝松杉、百世英靈此

祕藏、古蹟未亡知縣突、堅珉猶刻領軍衡、司尊瀉露澆墳土、
殉劍飛虹貫石巖、支下閑孫今白首、亢宗無力愧朝衫」。

(36) 徽州各地の程靈洗に關する史跡、射蜃湖など十二の地點

について謳ったという程敏政「篁墩十二詠」は、いわばその代表例と言えよう(『文集』卷一二「篁墩十二詠序」、許承堯『歙事閑譚』卷三「篁墩十二咏」)。

(37) 「竹之爲物、所以排風雲傲雪霜、節比君子、爲昔賢之所

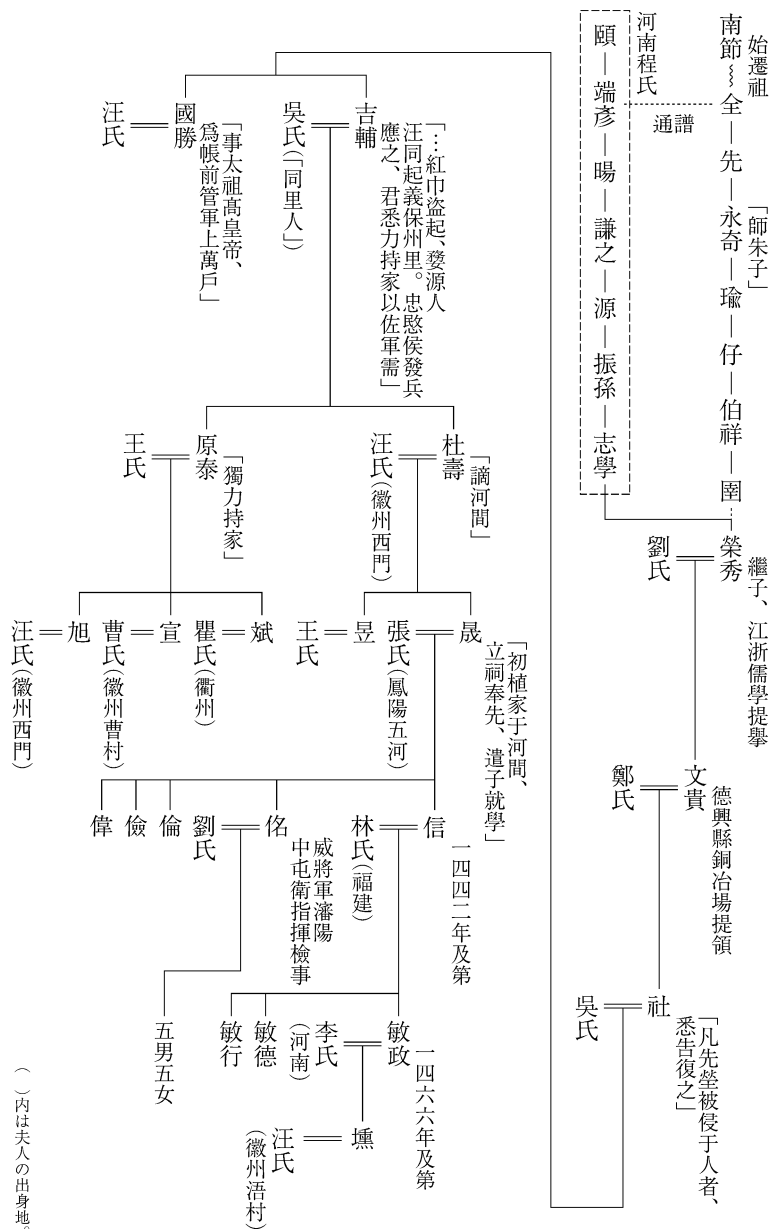
愛」。

(38) 註(7)參照。

〔附記〕 本論は、平成二十一年度科學研究費補助金(若手研究

(B) による研究成果の一部である。

圖1 休寧陪郭程氏家系圖



**THE RESTRUCTURING OF CHENG MINZHENG'S
GENEALOGY AND THE LEGEND OF THE
HUANGDUN MIGRATION
IN THE MING-ERA**

YAMANE Naoki

I previously considered both the changes in the discourse and the historical reality of the sources about the legend of the Huangdun 黃墩 migration through Song, Yuan and Ming times. These studies became clear the following two points; first was the aspect of Huangdun that was established as the ancient common homeland of the two Chengs and Zhu Xi, which was based on the contemporary background. That is to say, Zhu Xi's thought became official doctrine of the state and a site was formed, where people could consult and critically evaluate the genealogies of other clans and patronymic lineages 他宗他姓. Second was a portrait of various clan groupings that overlooked the deliberate falsification of the genealogical histories of other clan and patronymic lineages in order to recount themselves as fictive ancestral villagers shared with Zhu Xi and the two Chengs, Cheng Yi and Chang Hao. This study continues along these my concern and considers further changes in the Huangdun legend during Ming times by taking up Cheng Minzheng 程敏政 who propagated an alternative "Huangdun theory" 黃墩說.

Cheng Minzheng claimed, "The original character used for the huang in Huangdun was not 黃 but 篁, the name was changed in late-Tang times in order to avoid the massacre of Huan Chao 黃巢, and remained unchanged thereafter." The above discourse at first glance seems to have merely been intended as resistance to the Huang lineage. However, in this article I focus on Cheng Minzheng, who was known as a forerunner in the creation of the genealogical system known as the *Lian zong tong pu* 聯宗統譜, I elucidate aspects of the origin and surroundings of the acceptance of this theory. And by confirming the historical reality of his family history, which little attention has been given to, I make clear a new historical perspective.

In short Cheng Minzheng and the Cheng family of Pei Guocheng 陪郭 were indeed forced to immigrate to Hejian 河間 in the early Ming while claiming to be from Xiuning 休寧. And they were a lineage group that was exactly immigrating

back to their ancestral land, as a turning point that the two generations of scholars had passed the government exams, i.e. Chengxin 程信 and Minzheng. It can be said that the project of organizing the clan lineage system that was later known as *Lianzong tongpu* was necessary for this one family to return to its origins. The Huangdun theory 篁墩說 was aimed instead at the members of the same clan 同宗者 in Huizhou, and it was expounded with the approval of Minzheng's friends in the government. And the very important point was significance that get the same clan to recognize their own superiority at the time of the re-organization of clan's unity.

After Cheng Minzheng, the rendering of Huangdun with the character 篁 with its meaning of bamboo gradually was accepted by other clans and patronymic lineages. Because of it gave places mysterious air which was the ancient land of Zhu Xi and of Cheng Yi and Cheng Hao. We can also say that this was a split in representation of Huangdun, with Huangdun, written 黃墩, indicating the indigenuous valuation and Huangdun, written 篁墩 seen as the sacred Confucian homeland. Those who were to accepted the latter seems to far removed from Huizhou and recounted it as their homeland.

**THE BOUNDARY BETWEEN THE HAN AND MOUNTAIN
ABORIGINES AND THE ROLE OF THE *FAN-GE*
AS SEEN FROM THE PERSPECTIVE OF ARMED
CONFLICTS IN 19TH-CENTURY TAIWAN**

LIN Shumei

In this article I examine the source materials viewed at the National Palace Museum and the Academia Sinica concerning the armed conflicts at Danshui in Daoguang 6 (1826) and Feng-shan in Daoguang 12 (1832) and consider the role of the *fan-ge* 番割 who operated on the “boundary between the Han Chinese and Mountain Aborigines” during 19th-century Taiwan and their social background.

As a result, I found that due to the relationship between the *fan-ge* and the Mountain Aborigines 生番, they developed intimate ties, out of which the *fan-ge* learned the aboriginal language, and some not only wed Mountain Aborigine women, but there were in addition cases of their changing hairstyles, clothing and